

誠之中学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、誠之中学校で学ぶ生徒が、安心して安全な学校生活を送れるよう、関係者の共通認識と実践を図るためのものである。

第1条（目的）

この規程は、誠之中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒の主体性という観点から必要事項を定めるものとする。

第2章 学校生活に関すること

第2条 （登下校について）

第2条の1（徒歩通学）

歩道のマナーや交通ルールを守り、安全に登下校すること。

第2条の2（自転車通学）

別紙「自転車通学規定」参照

第3条（頭髪）

自分や他人の学校生活を邪魔しない頭髪とする。

第4条（服装）

校内外の学習活動及び登下校の際は、学校が定める制服又は体操服を着用する。

休日の部活動や朝練習の登校時と部活動終了後の下校時の服装は、各々が定める活動の服装でもよい。

〔学校が定める制服〕

- ・ ブレザー、スラックス、スカート、ネクタイ、リボン
- ・ 長袖カッターシャツ及びブラウス、半袖カッターシャツ及びブラウス
- ・ サマーニット
- ・ 転入生は、転入前の学校の制服も可
- ・ 男女の区別はしない。
- ・ 規定のリボン、ネクタイはどちらを着用してもよい。
- ・ リボン、ネクタイの着用について、長袖カッターシャツ及びブラウス時は必ず着用、半袖カッターシャツ及びブラウス時は体調等に合わせてリボン、ネクタイを着用しなくてもよい。

第4条の1（名札）

名札は学校規定のものとする。

第4条の2（防寒着）

寒さが厳しいときは、防寒着を着用しても良い。

第4条の3（ベルト）

ベルトは黒、または濃い茶色が望ましい。余計な飾り（金属の鉤、穴等）が無いものとする。

第4条の4（靴）

通学靴は、ひも、鞋底を含め、白の単色で、体育時にも使用できるものとする。

第4条の5（特例措置）

病気やケガなど特別な事情で上記以外の服装をするときは、保護者の申し出により担任と生徒指導主事の許可を受けた上で着用すること。

第5条（持ち物）

第5条の1（通学かばん）

通学かばん，サブバッグは，学校が定めるものとする。

第5条の2（室内シューズ・体育館シューズ）

校舎内は室内シューズ，体育館フロアは体育館シューズとする。

第5条の3

携帯電話など，学習に必要なものは学校に持ち込まない。

特別な事情で持ち込む場合は，必ず登校した際に職員室に預ける。

第6条（不要物の返還）

不要物を現認したときは学校で預かり，保護者に返却する。また，特別な指導を行うこともある。

第7条（許可・届けが必要なもの）

（1）保護者が届け出るもの

①欠席，遅刻をする場合

学校への連絡は8：15までに行う。

②事前に早退することがわかっている場合。

③学割，証明書などが必要な場合，学校への連絡は，電話，生活ノートなどを利用し，申込用紙は生徒を通して事務室に提出する。

（2）生徒が届け出るもの

①校舎，校具を破損，紛失した場合。

破損した場合は原則実費弁償とする。

②所持品や金品が紛失した場合。

③登校後，何らかの事情で早退，もしくは校外に出る必要が生じた場合。